臨時号

広報こまえ

狛江市役所
電話（480）1181
狛江市水道課事務所
電話（480）0201
狛江市福祉会館
電話（480）3201
狛江市消防署
電話（480）0119

（市の木に）（市の花に）"いちょう""つつじ"が決まる

緑を育て生活にうるおいを

各家庭に普及しているなどを基準に選定する

緑や花は、わたしたちの日常生活にうるおいとさわやかさを与えてくれるとともに、生態学上からいってもたいせつな役割を果しています。しかしながら、都市化が進むにつれてわたしたちの市からもこのたいせつな緑が失なわれつつあります。このような中にあって、植物の重要性を再認識し、積極的に緑を造り出す気運を高めるため市では、市の木に"いちょう"市の花に"つつじ"を指定しました。

市の緑のシンボルとして決めるにあたっては、まず昨年十一月の広報で「市の木・市の花」について、市民から意見、要望を募りました。そして、市民の中から選定委員をお願いし、「市の木・市の花選定委員会」を設けて検討をしました。

選定会議では、①各家庭に普及しているもの、または普及できるもの②できるだけ価格が安く容易に手にはいりやすいもの③公害、病虫害に強いもの④狛江の気候、風土に適したもの⑤市民に親しまれているもの――を選定基準に審議してきました。

この選定委員会は三回開かれ、「市の木」については、狛江市に古くからあり、しかも市を象徴する樹木を、「市の花」の、①花木としては、常緑樹を、②草花としては、狛江市に古くからあるものなどを考えにいれながら熱心な討議が進められてきました。

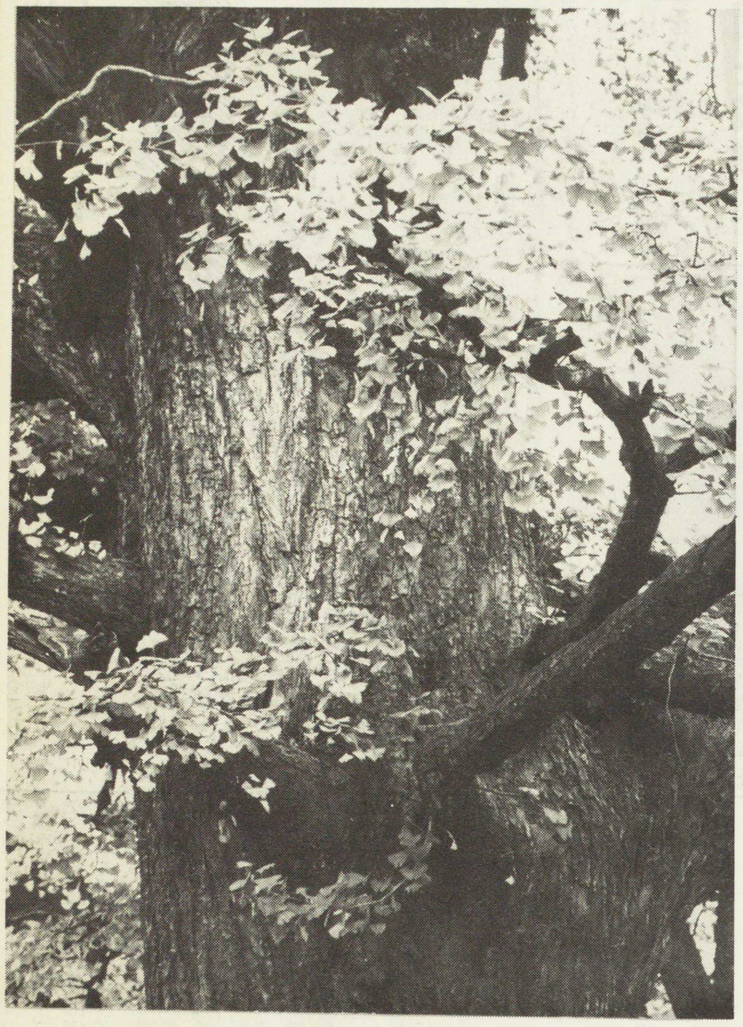

公害や病虫害に強いなどの理由で市の木に決まった〝いちょう〟

市の木は公害に強いものを

この結果、市の木については「けやき」と「いちょう」にしぼられましたが、結局①市内に古くから植えられていて、市民にも親しまれている②狛江の気候、風土に適している③公害に強く、また病虫害による影響がほとんどない④生命力が強く実生（ぎんなんから）でも、差し木からでもふやすことができる⑤都の木としても親しまれている⑥木の姿の均整がとれて、しかも力強い感じで、葉も青葉、黄色い葉とも美しい――などで「いちょう」に決定しました。

市の花は美しさと楽しさを

一方、市の花については市の木が落葉樹であるため、それを補完する意味と①市内の各家庭に普及している②市の気候風土に適している③常緑樹であり、さつき類も含めて種類が豊富である④花が美しく、種類により色や大きさの変化が楽しめる⑤公害、病虫害に強い⑥差し木により簡単にふやすことができる⑦庭木としても、はち植えとしても楽しめる―などの理由から「つつじ」に決まりました。

なお、草花については「おおまつよいぐさ（月見草）」との意見が多数ありましたが、都立神代植物園にも照会し検討したところ、①入手しにくい②帰化植物である③雑草である、などの理由から決定するにいたりませんでした。

それでは市の緑のシンボル"いちょう"と"つつじ"を紹介します。

いちょう

原産は中国大陸である。日本全土に植栽され、針葉樹に属するが葉形は広葉である。中世代には非常に栄えた植物群であり、生きている化石とさえいわれている。いちょうは大木となるのみでなく樹齢も長く保つので、天然記念物として保護されているものが多い。その用途は広く、街路樹、公園樹庭園樹などに、また、古くから神社仏閣に多く栽植される。さらに耐火柱があるため防火樹の役割もする。

いちょうは十月下旬から十二月上旬にかけて植付けすると、四月から五月にかけて花が咲きます。そして、九月から十月までが熟果期になります。

つつじ

常緑または落葉の低木から高木まで、つつじ科は世界に約八十属二千五百種以上の種類がある。つつじは酸性土壌に生え、蛇紋岩地帯に耐えて生えるが石灰岩地帯には少ない。この植物は花が美しいばかりでなく、葉や枝の観賞価値も高く、世界各地で多数栽培され園芸的品種は無数ある。日本に産する品種は約五十種で、多くは観賞用として栽培されている。つつじの花の咲く時期は四月から五月上旬が最盛期。

美しさと楽しさなどの理由で市の花に決まった〝つつじ〟

市の木・市の花選定委員

市の木・市の花選定委員は、つぎの十九人から構成されています

委員長　高木長生（造園組合）
副 〃　佐藤弁正（教育委員）
高橋　進（市議会議長）
富永正一（厚生産業委員長）
伊庭重吉（農業協同組合）
絹山三平（造園組合）
栗山寛行（農業協同組合）
名古屋善吉（農業委員）
荒井徳松（老人クラブ）
飯田貞雄（環境保全委員）
井上　操（狛江婦人会）
大津立子（PTA連合会）
小町新一（青年団）
小泉英子（PTA連合会）
白川　清（市政モニター）
西村裕子（ときわ会）
横山ひさえ（市政モニター）
〈市役所〉
須田耕作（助役）
犬飼栄司（市民部長）
（敬称略）

失なわれる緑を保護し

きょうから"植樹週間"

26日まで

苗木、花の種を無償で配布

市では、四月と十月にそれぞれ「植樹週間」を設けることになりました。この週間を利用して市民ひとりひとりが、失なわれつつある緑を回復するよう植樹に協力してください。四月の植樹週間は、きょう二十日から二十六日（木）まで行ないます。

4月22日は植樹の日

さらに、この週間中の日曜日を市の「植樹の日」と決めました。当日は、市役所庁舎前と第一小学校校庭に「市の木"いちょう"」を植樹します。

つつじと花の種を無償で配布

また、四月二十一日と二十二日の二日間に限り、市の花「つつじ」の苗木を先着三百人（ただしひとりにつき一本）まで、無償で配布します。さらに、この植樹週間中、学校を通じて市内小・中学校一年生（約千八百人）にダリヤ、ひまわり、百日草など花の種を無償で配布します。

植木即売会を実施

—4月21，22日1小で—

市では、緑化運動を推進するため四月二十一日（土）、二十二日（日）午前九時三十分から午後五時まで、第一小学校校庭で植木即売会を実施します。

当日は、植木、苗木、植木の栽培用具などを市価より安い価格で販売しますから家族そろっておいでください。

なお、買い求められた植木などがだいじに育てられるよう、その植え方を簡単に紹介します。

植え方の注意

即売会で販売している苗木は比較的じょうぶで、根が付きやすい種類を選んでありますが、つぎの点に注意してください。

①苗木は根が傷つかないようにわらが巻いてありますが、そのまま植えると、わらが腐る恐れがありますからわらを取って植える。②植穴は、根がじゅうぶんはいるよう掘り、将来根が伸びて行く方向をやわらかく掘りおこすこともよい方法である。③土のやわらかくなった植穴に根を四方に伸ばすようにして土をかけて水をたっぷりやり、根のすみずみまで土がはいるように棒でつついてやる。④かきや梅のように将来実を結ばせるものは、植穴をできるだけ広く深く掘り、底に堆肥類をじゅうぶんほどこし植える。⑤地下水の高い場所は高根と呼び、植穴を浅く掘り根の周囲に盛り土をする。

石井守太氏から三万余円寄付

昨年十一月七日、地方自治功労者として勲六等単光旭日章を受賞された石井守太氏から、福祉行政に反映させてくださいと叙勲祝賀会の余剰金三万六千六百六十円が市に寄付されました。

おわび

四月一日発行しました広報こまえ（第百六十四号）の中で、「三小周辺の交通規制」の規制時間が、午前七時三十分から午後九時までとあるのを「午前七時三十分から午前九時」に訂正するとともにおわびします。

住みよい町を目ざし

環境保全条例を制定

市ぐるみで緑化の推進を

市議会第一回定例会で

いままでの自然保護といえば、ともすれば学問的に価値が高いかまたは見た目にきれいであるかによって保護の対象とされたきらいがあります。そこで自然保護はまず緑の回復からと、市では「狛江市環境の保全に関する条例（全文二十四条）」を第一回三月定例市議会に提案し、可決されました。この条例によると①市民、事業者、市が一体となって失なわれつつある緑を保護すると同時に、緑化運動を推進することによって市民が健康で快適な生活ができること②四月と十月に「植樹週間」を設けたり、幅員二メートル以上の歩道に、八メートル間隔で植樹する――など積極的に市内に緑をふやすことがうかがわれます。

二十四条から成るこの条例は、生活環境の保全、自然の保護、緑化の推進を大きな項目として取りあげ、それぞれつぎのように市の責務、事業者の責務、市民の責務を定めています。

4月と10月に 植樹週間を設ける

【市の責務】①市はあらゆる施策を通じて環境の保全に努める。②市は自然の保護、緑化推進のための基本方針を策定する。③市は環境保全をはかるため知識の普及意識の高揚、思想の普及などを通じ市民に理解と協力を呼びかける④市は、緑ゆたかな狛江にするため四月と十月に植樹週間を定め、特に四月の週間中の日曜日を〝市の植樹の日〟とし、花の種などを無償配布する。

【事業者の責務】事業者は、事業所内の緑化、環境整備に努めるとともに、市やその他の行政機関が実施する環境保全に関する施策に協力してください。

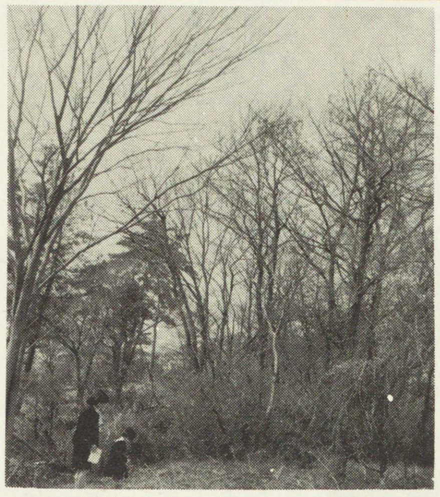

武蔵野のおもかげがある福祉会館付近

【市民の責務】市民は、自然を保護し植樹するなど自ら環境保全に努めるとともに、市やその他の行政機関が実施する施策に協力してください。

つぎに、この条例によって市が行なう施策をまとめますと――

【生活環境の保全】有毒ガス、ばい煙、悪臭が発生する恐れのあるプラスチック、ビニール、ゴムなどを燃やして生活環境に障害を及ぼしてはいけません。また、ステレオ、テレビ、楽器、自動車の排気音などによって必要以上の音量で他人に迷惑をかける行為をしてはなりません。

【自然の保護】市は、自然環境を良好に保全するため一定規模以上の樹木、樹林については所有者の同意を得て「保存樹木」として指定することができます。樹木の指定基準は、つぎのいずれかに該当し、健全で樹容がすぐれているものを対象とします。

①地上から一・五メートルの木の部分の、幹の周囲が一メートル以上②木の高さが十メートル以上のもの③株立樹木（一本立ちの木）で、高さが三メートル以上のもの④はん登性樹木で枝葉面積が二十平方メートル以上のもの。

樹林については全体が健全で樹容がすぐれているもので、①当該樹林面積が三百三十平方メートル以上のもの②生け垣については、長さが三十メートル以上あるものを指定基準の対象としています。そして「保存樹木」として指定された樹木、樹林については標識を設置することになっています。

歩道に8メートル間隔で植樹

【緑化の推進】一、庁舎、道路、学校など公共施設管理者は一定のあき地面積、または一定の間隔で**樹木を植樹し緑化に努める。**

緑を大切に
わたしたちの家を
奪わないで
緑

公共施設の緑化基準は、①歩道幅員二メートル以上のものは原則として八メートル間隔で植樹する②公園は、面積の五〇パーセント程度緑化を行なう③学校は、周囲二メートル間隔程度の緑地対象地を設け植樹を行なう④庁舎などについては、あき地面積の二〇パーセント以上植樹する（ただし、この場合高木、低木、計二本を四平方メートルとして算定します。

二、事業者は、その事業所内の一定のあき地面積または一定の間隔で植樹し、緑地推進に努めてください。

民間事業所の緑化基準は、①その事業所の敷地面積が三百三十平方メートル未満の場合は、樹木十本を植樹する②敷地面積が三百三十平方メートル以上の場合は、敷地面積から建ぺい率を差し引いたあき地面積の二〇パーセント以上を植樹する（ただし、この場合高木、低木、計二本を四平方メートルとして算定します）。

以上が、この条例のあらましです。しかし、いずれにしても住みよい町は、よい環境があって初めて実現するものですから皆さんひとりひとりの協力をお願いします

交通事故相談の利用を

4月から毎月第1、3火曜日に開設

「交通戦争」ということばがあるように道を歩いていても、いつどこで事故にあうかわかりません。万一、交通事故にあったとき軽いものであれば、お互いの話し合いで簡単に解決できる場合もあります。しかし、解決がつかない場合どうすればよいか腕をこまねいてばかりいて逆にむずかしいケースになる恐れがあります。

こうした交通事故をすみやかに解決するため「交通事故相談」を四月から開設しました。この相談は、毎月第一、第三火曜日午後一時から午後四時まで市民相談室で行ないますから気軽に利用してください。

なお、交通事故について弁護士に相談に行くときは、つぎのような書類を準備してください。また、これらの書類は保険金の請求をする場合にもそのまま役だちます。

【事故証明書】事故を取り扱った警察署に行って事故証明書を申請してください。事故の種類、当事者、日時、場所などのほか、保険番号も記載してくれます。

【診断書・診療費明細書】医師からできるだけ詳しい最近の診断書と診療費の明細書をもらってきてください。また、医者を変えた場合は両方の病院から取り寄せてください。

【領収書・請求書】事故と関係のある費用については、できるだけ領収書をとっておくか、領収書がとれないものについては、日誌などにその明細を記載しておくのがよいと思います。

【所得証明書】サラリーマンで休職中給与が払われていないときは、その趣旨の証明と事故前三か月の給与証明書。自営業であれば前年度の確定申告書の控えなど所得を証明する書類。

【戸籍謄本】被害者が死亡した場合は除籍謄本など、相続人がわかる戸籍の謄本。

加害者の場合もできるだけ、これらの書類の写しを準備してください。

示談にはこれだけの注意を

交通事故の示談は、加害者が事故の損害金として一定の金額を支払い、被害者はこれ以上の請求をしないとする約束です。一般にはこのとき示談書をつくりますが、約束ができたことがはっきりしていれば、書類や印がなくとも示談として効力を認めることがあります。

示談は、いったん成立するとあとになってそれ以上の請求をしたいと考えてもまず不可能です。ですから、後遺症が残りそうなときや、被害者にも過失があったと主張されているとき、その他大きな事故の場合などには、できるだけ示談をする前に弁護士に相談して意見を求めることが必要です。

示談のこのような効果は、本人が署名したときだけでなく、示談することを第三者に依頼してその人が代理人として示談した場合も全く同じです。したがって、示談交渉を他人に依頼するときは、できるだけ弁護士に頼むか、そうでない場合も近親者など、じゅうぶん信頼できる人を頼み決して「示談屋」などに頼んではなりません。

なお、示談は契約した当事者の間だけで効力があるものですから加害者または被害者がふたり以上あるときは、全員の間で示談しないとあとでめんどうな問題の起こることがあります。

狛江市小口事業資金融資制度を 一部改正

貸付額最高150万円に 4月1日から適用

市内で、商工業または農業を営む人を助成する目的で行なわれている市の、小口事業資金融資制度が一部改正され四月一日から適用されています。これによると、いままでの貸し付け限度額五十万円を百万円引き上げ、百五十万円としました。

改正されたおもな点は、つぎのとおりです。

【貸付限度額】貸し付け金額は一経営体を一口とし、その限度額は百五十万円までです。ただし、運転資金のみの場合は百万円までです。

【貸付の要件】市内に引き続き一年六か月以上居住し、住民基本台帳に登録されている人で、かつ市内で一年以上その事業を継続している人です。

法人の場合は、別に企業経営上責任ある役員をひとり必要とします。

【資金の使いみち】企業経営のための必要な設備資金または運転資金。

【保証人】市内に引き続き一年六か月以上居住し、住民基本台帳に登録されている人ひとりを保証人として必要です。

【償還方法】設備資金については三年以内、運転資金については二年以内で、すえ置き期間はそれぞれ六か月です。

なお、詳細は市民部産業経済課産業経済係へ。

毎月第1水曜日は 市長と話す日

― 午前10時から午後3時まで ―

市では、市政を民主的かつ効率的に運営するため**四月から毎月第一水曜日を「市長と話す日」に決め、市民の皆さんから市政についての意見、要望を伺っています。**

当日は、市民相談室で市長自ら、直接皆さんと合って市の現状や将来の構想など、どんな相談にも応じます

時間は午前十時から午後三時（ただし、昼休みは除く）までです

市政に反映させようと市民の声を聴く市長

4月に多い家出少年

家族ぐるみで防止対策を

毎年四月になると家出少年の数がふえています。昨年四月には都内で百五十一人、調布警察署管内で六人の家出少年が保護されています。家出少年のうち十人にひとりは、非行少年に走っていますから、各家庭や職場ではつぎのことに注意し、少年の家出防止に協力してください。

【家庭】①子どもの生活に絶えず注意し、家庭内のふんい気づくりを行なう②世の中は甘くないことを教える③子どもに能力以上の期待をかけたり、兄弟をひき合いに出さない④夜遊び、無断外泊、不良との付き合いをやめさせる。

【職場】①新規の就職少年に対しては、みんなが暖かな態度で接し、少年が安心して働ける職場づくりに努める②職場内はもちろん、室内やアパート住まいの勤務外の生活にも気を配る③職場の先輩の影響も大きいので、この方の指導もはっきり行なう④身もとのはっきりしない人は雇用せず、もし、不審な点がある場合には、家族などに問い合わせる。

道路は常にきれいに

あきかんやごみなどを 捨てないでください

最近、市内の道路上にごみや、あきかんなどがちらかっているのをよく見かけます。

これらのごみは、①通行人がちょっとした気持で投げる②たばこの吸いがらを平気で投げる③商店の自動販売機で買った飲み物を、歩きながら飲んでそのまま捨てる④自動車の中から捨てる――などいろいろの理由でよごされています。

このようによごれた道路を清掃しているかたも、最近見受けられます。市でも、この対策の一つとして①首都美化運動週間②首都美化協力員によるあきかんの回収③ごみの週三回収集④広報紙を通じてのPR――などを実施してきましたが、さらに、四十七年度から市内数か所に、ごみかごを設置しています。

しかし、何といっても町のよごれを追放するのは、皆さんひとりひとりの協力がなければとうてい〝美しく住みよい環境づくり〟はできませんから、道路上には絶対ごみ類を投げないでください。

労働保険の更新手続を

四十八年度労働保険の更新手続きは五月十五日が締め切り期限になっていますから、各事業所では申告書を作成し、納付書を添えて近くの銀行か郵便局に保険料を納付してください。

詳細は、三鷹労働基準監督署（〇四二二―48―一一六二）へ。

テレホンサービスの利用を

三鷹公共職業安定所では、テレホンサービス（求人の案内）を実施しています。これは、電話により仕事のあっせん内容をお知らせするというもので、夜間も利用できます。電話は〇四二二―47―四一一一。